

大同門本部ビル(使用規則)

株式会社プラスワン

使用規則

利用会員その他利用会員の関係者が遵守すべき使用規則を次の通り定める。尚、この使用規則は、利用者各々、遵守するものとします。

目的

第1条 本規則は、大同門本部ビル（以下本ビルという）の6階部分、及び本ビルの共用部分等使用に関する秩序の維持及び保安の万全を図ることにより、ビル所有者及び管理者並びに各利用者の共存共栄と本ビルの管理業務の円滑化を図ることを目的とする。

適用範囲

第2条 サービス利用室内及び本ビルの共用部分等の使用管理については、関係法令によるほかは本規則の定めるところによる。

2 本規則にいう利用者には、株式会社プラスワンの使用人、顧客（サービス利用者）その他サービス利用者の関係者を含むものとする。

開閉時間・休館日

第3条 本ビル正面玄関は、8時に開扉し、23時に閉扉する。但し、利用状況及び管理の都合上開閉扉時間を変更することがある。

2 本ビル設備（空調・照明・電力・水道・エレベーター等）の精密点検実施日を行う場合、予め通知して臨時に休館する場合がある。

エレベーター

第4条 エレベーター使用の際は、次の事項を厳守すること。

- (1) 6階以外のボタンは押さないこと。また6階以外へは立ち入らないこと。その他の設備に触れてはならないこと。
 - (2) 定員を守ること。
 - (3) エレベーター内は禁煙であること。
 - (4) 他の使用者への迷惑行為（長時間の停止等）は行わないこと。
- 2 エレベーターの調整点検、停電もしくは機械に故障ある場合は、運転を中止する。但し、定期保守点検日には、1時間程度停止することがある。

本ビルの使用制限

第 5 条 サービス利用者は、本ビルの各階ホール、各階ベランダ及び便所等の共用部分に物品を置いてはならない。

立入り禁止

第 6 条 サービス利用者は、本ビルの6階以外に立ち入ってはならない。

物品の搬入

第 7 条 サービス利用者は、利用スペース内はもちろんのこと、本ビルの各階ホール、廊下、階段等の共用部分並びに本ビル敷地部分に自転車、二輪自動車等を搬入できないほか、発火爆発の恐れのある物品を搬入してはならない。

動物の搬入・飼育

第 8 条 サービス利用者は、本ビル内に 犬、猫及び鳥等の動物を搬入してはならない。

物品の販売

第 9 条 サービス利用者は、本ビル内において物品販売等 をしてはならない。

便 所

第 10 条 サービス利用者は、便所を使用する際は、排水管閉塞の恐れのある紙、布片等を使用しないほか、便器内にタバコの吸殻、マッチ殻等を捨ててはならない。

故障の通告

第 11 条 サービス利用者は電気、給排水その他設備に故障を発見した場合は、速やかに株式会社プラスワン又はビル当該ビル管理者にお知らせ下さい。

非常事態の通報

第 12 条 サービス利用者は、出火、漏電、盗難その他異変があった場合には、直ちに株式会社プラスワン又は当該ビル管理者、並びに所轄の消防署、警察に急報をして頂くよう、お願い致します。

2 サービス利用者は、火災発生の場合には、直ちに非常ボタンを押すとともに、消防署に連絡し、最寄りの消火器及び屋内消火栓をもって初期消火に最善のご協力をお願い致します。

清潔の保持

第 13 条 サービス利用者は、利用スペース室内及び共用部分を常に清潔に保持し、これらをその本来の用途以外に使用してはならない。

ゴミ、不要品等の処理

第 14 条 サービス利用者は、利用スペース室内使用に伴う廃棄物は、指定の場所に捨てるものとし、各々清潔に務めるものとする。

防火、防犯

第 15 条 サービス利用者は、利用スペース室内における防災、防火に努める。

その他の禁止事項

第 16 条 サービス利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 各階ホール等本ビルの内外の場所で、ビラ等物品の配布、勧誘、演説、集会、示威行為、その他これに類する行為をすること。
- (2) 廊下、階段、エレベーター内、及び各階の湯沸室、便所並びに洗面所で喫煙すること。但し、喫煙する場合は、必ず指定された喫煙場所を使用すること。
- (3) 消火器、屋内消火栓及び階段室防火扉等の消防用設備並びに貸室内避難設備の付近に物品を置くこと。
- (4) 緊急避難時にエレベーターを使用すること。
- (5) 他の当該ビル利用者またはその関係人の迷惑になる行為をすること、または風紀を乱す行為をすること。

その他

第 17 条 安全・安心にご利用いただけるよう、サービス利用者は、この使用規則に違反することなく遵守下さるようお願い致します。

以 上